

電子申請提出書類一覧表(利用申込)

青字の書類は市所定の様式です。Excel・PDF形式または手書きの原本を撮影した写真データを添付してください。
それ以外の書類は、全て原本を撮影した写真データを添付してください。

(1)必ず提出する書類(保育を必要とする事由を証明する書類)

父母でそれぞれ必要となります。該当のものをご用意ください。

保育を必要とする事由		提出書類 ※①②等の番号が振られている書類は セットにして提出が必要となります。	説明
就労	会社勤めの方 (就労内定含む)	就労証明書	事業所(勤務先)で就労状況を証明してもらってください。 父母ともに就労している場合は、父母双方の証明書が必要です。
	会社勤めの方で、 育児休業明けでの申込み の場合	① 就労証明書 ② 育児休業取得状況調査票	②「希望する保育園等に入園できない場合は育児休業の延長も許容できる」を選択した方は、年度内は減点して審査を行います。
	自営業の方 ※法人格を有する場合は 「会社勤めの方」に該当	① 就労証明書 ②直近3か月の事業実績が確認できる書類 ※直近3か月の売上がない場合(休業中又は開業予定の方)は 自営業にかかる就労状況申告書 (自身で記入。専従者の方は事業主が記入)をご提出ください。	①自身で記入してください。※専従者の方は事業主が記入してください。 ②支払明細書や出納帳、通帳のコピー、その他収入額が確認できる書類 ※売上がないもの(就労時間に伴わないもの)は、就労として認めていません。
出産		出産予定の子の母子健康手帳	表紙及び分娩予定日が記載されたページを撮影してください。
就学		①在学証明書または学生証 ②日程のわかるカリキュラムまたは時間割表	①入学前の場合は合格通知書 ②月16日以上1日4時間以上の就労状況が確認できない場合は、事由として認められません。
疾病・障害		診断書 または 障害者手帳	診断書については、保育の可否の「児童の保育に支障あり」にチェックがない場合は事由として認められません。
介護・看護		① 療養状況申告書 ②介護・看護対象者の診断書または障害者手帳 もしくは介護保険証	同居親族の介護・看護のみ保育の必要性を認めています。別居親族は対象となりません。
求職活動中		求職活動申告書	求職活動の現状についてご記入ください。

(2)該当する場合のみ必要となる書類

世帯の状況		提出書類 ※①②等の番号が振られている書類は セットにして提出が必要となります。	説明
ひとり親の場合	離婚	戸籍謄本または離婚届受理証明書	離婚成立日と親権者が記載されているもの
	未婚	戸籍謄本	申込み児童の父母の欄が確認できるもの
	離婚 調停中	裁判所への呼び出し状	離婚調停中であることがわかるもの
利用申込み児童が認可外保育施設 等に有料で入所している場合		認可外保育施設等利用証明書	・2か月以上の利用実績があり、月16日以上1日4時間以上利用している方が対象となります。 ・就労中の場合には、利用月の勤務実績が就労証明書で確認できた場合に限ります。 ・保護者が育児休業中または求職中の場合は対象となりません。
・18歳以上65歳未満の同居者がいる場合(同一敷地内、二世帯住宅を含む) ・隣接住戸、同一の集合住宅に18歳以上65歳未満の親族がいる場合		18歳以上65歳未満の同居者又は親族が利用申込み児童の保育ができないことを証明する各種証明書 (「(1)必ず提出する書類」のいずれかが該当するもの)	・左記に該当する18歳以上65歳未満(※)の方全員分必要です。 ※希望入所月の1日現在の年齢が対象 ※希望入所月の1日現在で18歳だが高等学校在学中の場合は除く ・世帯分離されていても同一住所の場合は対象となります。 ・提出がない場合は、利用調整の際に減点となります。
市内の保育園等で保育士 として勤務している場合		① 保育士就労に関する同意書 ②保育士証	採用内定の方も対象になります。
・ひとり親世帯または障害者手帳等所持者・特別児童扶養手当受給者・障害基礎年金受給者が同一世帯内にいる場合 ・生計を一にする別居の兄弟がいる場合		八千代市多子世帯・要保護世帯等保育料軽減申出書	提出されたすべての世帯について保育料の軽減措置が適用になるわけではありません。
第9希望以降の保育園等を記載したい場合		×モ用紙等任意の様式に記載したもの	見学の有無も必ず記載してください。